

長野県中学校総合体育大会 合同チーム参加規程

第1条 趣旨

「全国中学校体育大会合同チーム参加規程」の実施に伴い、少人数の運動部に対して複数校合同チームの全国中学校体育大会及び北信越中学校体育大会への参加が認められるようになった。これをうけ、長野県中学校体育連盟では勝利至上主義のためのチーム編成でなく、単独でチーム編成ができないことの救済措置として、合同チームでの大会参加を認めることとする。

尚、合同チームで参加する場合は下記の条件をすべて満たしていることが必要である。

第2条 編成の条件

- (1) 合同チームの編成を希望するそれぞれの学校において、学校教育活動計画に基づいて部が設置され活動していること。
- (2) 合同チームの各校は、長野県中学校体育連盟に加盟していること。
- (3) 合同チームは、予選会を構成する郡市中体連内で編成する。
上位大会に勝ち進んだ場合、予選会での構成メンバー以外に新たなメンバーを加えることはできない。

第3条 合同チーム承認種目

個人種目のない、以下の7競技種目に限る。〔全国大会参加規程に準じる〕

- ①バスケットボール（5）
- ②サッカー（11）
- ③バレーボール（6）
- ④軟式野球（9）
- ⑤ソフトボール（9）
- ⑥ハンドボール（7）
- ⑦アイスホッケー（11）

※但し、（ ）内の部員数を下回った場合のみ、合同チームを編成できる。

第4条 合同チーム編成基準

合同チームを編成できる場合

- (1) 合同チーム承認種目において、部員数を下回った2校による合同チーム
- (2) 合同チーム承認種目において、部員数を下回った3校以上による合同チーム
- (3) 部員数に余裕のあるチームから、部員を借りる合同チーム

※大会に支障がなく、地域性や種目性により、次のような場合の合同チーム編成しか出来ない場合は、参加の条件も含め出来る限り大会に出場できるよう考慮する。

- (1) 郡市内において、単独でチーム編成が可能な学校が、部員数の足りない学校を取り入れた合同チーム。

第5条 編成の手続き

- (1) 合同チーム編成の条件を満たしている学校の校長は、教育上合同チーム編成が必要であるとの判断のもと、他中学校に合同チーム編成を働きかけることができる。
- (2) 合同チームを編成することに学校長間で合意がされた場合、当該校の校長は郡市中学校体育連盟会長に「合同チーム大会参加承認申請書」（様式イ）を提出する。
- (3) 郡市中学校体育連盟会長は、郡市専門委員長に合同チーム編成の趣旨と条件・基準に適合しているかの審査を依頼し、その結論を準拠として承認の可否を判断するものとする。郡市専門委員長は、地区または県専門委員長とも連絡を取り合い、十分に審査を行うこと。
- (4) 承認の可否については該当の郡市中学校体育連盟会長が速やかに行う。
- (5) 承認の判断が下された段階で、郡市中学校体育連盟会長は「合同チーム大会参加受諾書」（様式ロ）を当該校に交付し、地区中学校体育連盟会長及び県中学校体育連盟会長に「合同チーム大会参加受諾書」の写しを送付する。また、郡市専門委員長は地区専門委員長及び県専門委員長に連絡する。
- (6) 大会参加申し込み手続きは該当校の校長が話し合いの上、代表校長が行う。

第6条 チーム名

- (1) チーム名は校名連記とする。
- (2) 校名の順番は、該当校で話し合い定める。

第7条 ユニフォーム

- (1) 保護者の経済的負担及びチームの継続性等を考慮し、原則として合同チームでユニフォームを新調しない。
- (2) 大会開催要項に合同チームのユニフォームについて、該当競技において特別規程を明記する。
[特別規程例] 片方のチームのユニフォームを利用する。

第8条 引率並びに監督

合同チームの引率・監督は出場校の校長または教員が当たるものとする。
但し、やむを得ない場合は代表引率・監督を認める。

◎付 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

平成18年 4月14日 一部改正

平成19年 4月16日 一部改正

平成24年 2月24日 一部改正

平成25年10月24日 一部改正